

昭和四十九年政令第二百二十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条、第四条、第五条第一項及び第二項、第六条第一項、第七条第一項、第八条、第九条、第十三条第一項並びに附則第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

（障害の原因となる自衛隊等の行為）

第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施

二 艦船又は舟艇のひん繁な使用

三 法第二条第二項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更

四 電波のひん繁な発射

（障害防止工事の補助の割合）

第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利用することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たつては、当該工事につき法第三条第一項の規定の適用がないものとした場合の国負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

（障害防止工事の対象となる施設）

第三条 法第三条第一項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 鉄道
- 二 テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設
- （著しい音響の原因となる自衛隊等の行為）
- 機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。（著しい音響の基準）

第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設による（著しい音響の基準）

についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

（防音工事の補助の割合）

第六条 第二条の規定は、法第三条第一項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第二条第一項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（防音工事の対象となる施設）

第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指

護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に

（土地の無償使用に係る施設）

十四項目に規定する就労移行支援又は同条第十五項目に規定する就労継続支援を行う事業に

（花壇）

（種苗を育成するための施設）

（駐車場）

（消防その他の防災に関する施設）

（公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合）

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指

目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

（花壇）

（種苗を育成するための施設）

（駐車場）

（消防その他の防災に関する施設）

（公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合）

（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指

附 則（平成二十九年三月二十九日政令第六

（施行期日）

三号）抄

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三〇日政令第八

（施行期日）

九号）抄

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一月四日政令第六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月三一日政令第二八

九号）

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日政令第一二

四号）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一〇月一八日政令第三
〇四号）

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一六
一号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。